

議案第 88 号

八幡浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。次条において「法」という。)第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第 3 条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和 7 年内閣府令第 1 号)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため。

